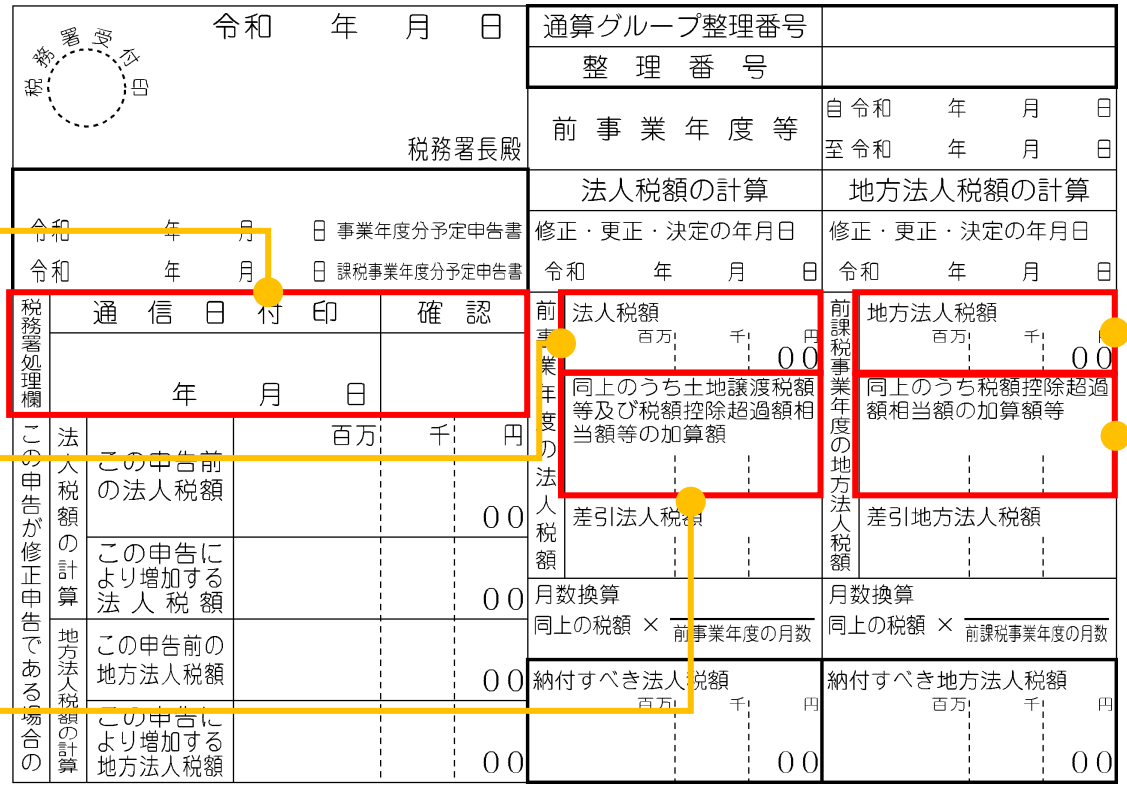
別表十九
「法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書・地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書」

記載要領はこちら



「税務署処理欄」
この欄は、記載しません。

「法人税額」
前期の別表一「差引所得に対する法人税額13」の金額を記載します。

「同上のうち土地譲渡税額等及び税額控除超過額相当額等の加算額」
前期に措置法第62条第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、前期の別表一「法人税額計9」の外書の金額を加えた金額を記載します。

「地方法人税額」
前期の別表一「差引地方法人税額38」の金額を記載します。

「同上のうち税額控除超過額相当額の加算額等」
前期に措置法第62条第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、前期の別表一「法人税額計9」の外書の金額の10.3%に相当する金額を加えた金額を記載します。